



物流取引公正化に向けた取組について



公正取引委員会事務総局
九州事務所

物流取引を巡る独占禁止法・下請法の全体像

物流分野における取引の公正化のための取組

- 物流事業者に**不当に不利益を与える行為の禁止**（契約にない役務、荷待ち等）
- 労務費、エネルギーコスト等の上昇分の**適正な価格転嫁**

公正取引委員会は、物品の運送又は保管を委託する取引のうち、①荷主と物流事業者との取引については独占禁止法（**物流特殊指定**）、②物流事業者間の再委託取引については**下請法**を運用することにより、物流分野全体の取引の公正化に取り組んでいる。

法 律	対 象	規 定
独占禁止法 ※ 物流特殊指定	荷主	●禁止行為 支払い遅延、減額、買ったたき等
下請法	物流事業者	●元請物流事業者の義務 注文書交付、書類保存、 支払期日（受領後60日以内）の設定等 ●禁止行為 支払い遅延、減額、買ったたき等

※ **物流特殊指定**は、荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された独占禁止法上の告示。

物流特殊指定 – 適用対象 –

荷主と物流事業者の関係

荷主（特定荷主）	物流事業者（特定物流事業者）
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下（個人含む）
資本金 1000 万円超 3 億円以下	資本金 1000 万円以下（個人含む）
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

対象となる取引

- ① 荷主が物流事業者に対して直接委託する場合



- ② 荷主の子会社が物流事業者に対して再委託する場合



下請法（下請代金支払遅延等防止法）－適用対象－

資本金区分

親事業者	下請事業者
3億円超	3億円以下(個人含む)
1000万円超 3億円以下	1000万円以下(個人含む)

対象となる取引

物流事業者が、請け負った運送・保管業務の全部又は一部を**再委託**すること



※物流特殊指定と下請法の両法に該当する場合は、**下請法を優先的に適用**

下請法（下請代金支払遅延等防止法）－義務－

親事業者の義務

※物流特殊指定（独占禁止法）にはない規定

- 発注書面の交付
- 書類の作成・保存（2年間）
- 下請代金の支払期日（受領後60日以内）
を定める
- 下請代金の支払遅延に係る遅延利息
（年率14.6%）の支払い

物流特殊指定・下請法－禁止行為－

禁止行為

※下記点線の行為は両規定で異なる行為を意味している。

● 物流特殊指定の禁止行為

- ①代金の支払遅延
- ②代金の減額
- ③買ったたき
- ④物の購入強制・役務の利用強制
- ⑤割引困難な手形の交付
- ⑥不当な経済上の利益の提供要請
- ⑦不当な給付内容の変更及びやり直し
- ⑧要求拒否に対する報復措置
- ⑨情報提供に対する報復措置

● 下請法の禁止行為

- ①受領拒否
- ②下請代金の支払遅延
- ③下請代金の減額
- ④返品
- ⑤買ったたき
- ⑥物の購入強制・役務の利用強制
- ⑦報復措置
- ⑧有償支給原材料の対価の早期決済
- ⑨割引困難な手形の交付
- ⑩不当な経済上の利益の提供要請
- ⑪不当な給付内容の変更及びやり直し

独占禁止法Q&A等の改正（価格転嫁拒否に関する解釈の明確化）

公正取引委員会は、独占禁止法Q&A及び下請法運用基準を改正し、価格転嫁拒否に関する独占禁止法上の考え方を明確化。

Q

労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しないことは、優越的地位の濫用（又は下請法の買いたたき）として問題となりますか？

A

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② コストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用又は下請法違反（買いたたき）として問題となるおそれがある。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

(R5. 11.29 内閣官房・公正取引委員会)

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

(R5. 11.29 内閣官房・公正取引委員会)

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的なコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

労務費指針に掲載されている公表資料

（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例）

- 都道府県別の最低賃金やその上昇率
- 春季労使交渉の妥結額やその上昇率
- ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率
- ・ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土交通省告示第575号）

なお、特別調査で得られた、そのほかの労務費の上昇を示す根拠資料の例は以下のとおり。

- ・ 厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率
- ・ 総務省が公表している消費者物価指数
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針③

(R5. 11.29 内閣官房・公正取引委員会)

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

労務費指針に掲載されている公表資料

(関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例)

- 都道府県別の最低賃金やその上昇率
- 春季労使交渉の妥結額やその上昇率
- ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率
- ・ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土交通省告示第575号）

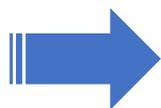
なお、特別調査で得られた、そのほかの労務費の上昇を示す根拠資料の例は以下のとおり。

- ・ 厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率
- ・ 総務省が公表している消費者物価指数
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金

荷主と物流事業者との取引に関する調査結果① (R6.6.6公表(取引部))

◆ 令和5年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査

書面調査 (荷主30,000名、物流事業者40,000名) & **立入調査** (荷主121名)



荷主573名に対して、**注意喚起文書**を送付

◆ 注意喚起文書の送付先 (荷主573名)

製造業	食料品製造業	40名
	窯業・土石製品製造業	28名
	化学工業	21名
	金属製品製造業	18名
	プラスチック製品製造業、生産用 機械器具製造業、その他	158名
卸売業、 小売業	飲食料品卸売業	34名
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	32名
	その他の卸売業	32名
	機械器具卸売業、その他の小売 業、その他	80名
その他	協同組合	53名
	農業、総合工事業、その他	77名

◆ 行為類型の内訳 (687件)

行為類型	件数
買ったたき	239
代金の減額	142
代金の支払遅延	117
不当な給付内容の変更及びやり直し	106
不当な経済上の利益の提供要請	45
割引困難手形の交付	31
その他	7

荷主と物流事業者との取引に関する調査結果② (R6.6.6公表(取引部))

◆ 問題につながるおそれのある主な事例

① 買ったとき

- 荷主は、物流事業者から労務費等の上昇に伴うコスト上昇分の運賃引上げを求められたにもかかわらず、そのような運賃引上げに応じない理由を回答することなく、運賃を据え置いた。(金属製品製造業)
- 荷主は、物流事業者から労務費の上昇に伴うコスト上昇分の運賃引上げを求められたにもかかわらず、物流事業者が自助努力で解決すべき問題であるとして運賃の引上げ協議を拒否した。(プラスチック製品製造業)

② 代金の減額

- 荷主は、物流事業者に対し、運賃の支払方法を手形払から現金振込に変更したが、その際に運賃を一律に5%差し引いて支払った。(物品賃貸業)

③ 代金の支払遅延

- 荷主は、物流事業者に対し、契約書で定めた運賃の支払日が金融機関の休日であった場合に、あらかじめ合意することなく、休日の翌営業日に運賃を支払っていた。(金属製品製造業)
- 荷主は、物流事業者に対し、運送業務のほかに新たに附帯作業を追加し、委託したが、荷主Fの経理部門がそのことを把握していなかったため、当該附帯作業に係る料金の支払が遅れた。(その他の小売業)

④ 不当な給付内容の変更・やり直し

- 荷主は、物流事業者に対し、運送を行うこととされていた当日の朝に運送委託をキャンセルしたが、そのような突然のキャンセルに伴い物流事業者が負担した費用を支払わなかった。(総合工事業)

⑤ 物の購入強制・役務の利用強制

- 荷主は、物流事業者に対し、自身が取り扱う自動車共済保険及び定期貯金を契約するよう求めた。(協同組合)

橋本総業株式会社から申請のあった確約計画の認定（概要）（R6.12.12公表（審査局））



橋本総業

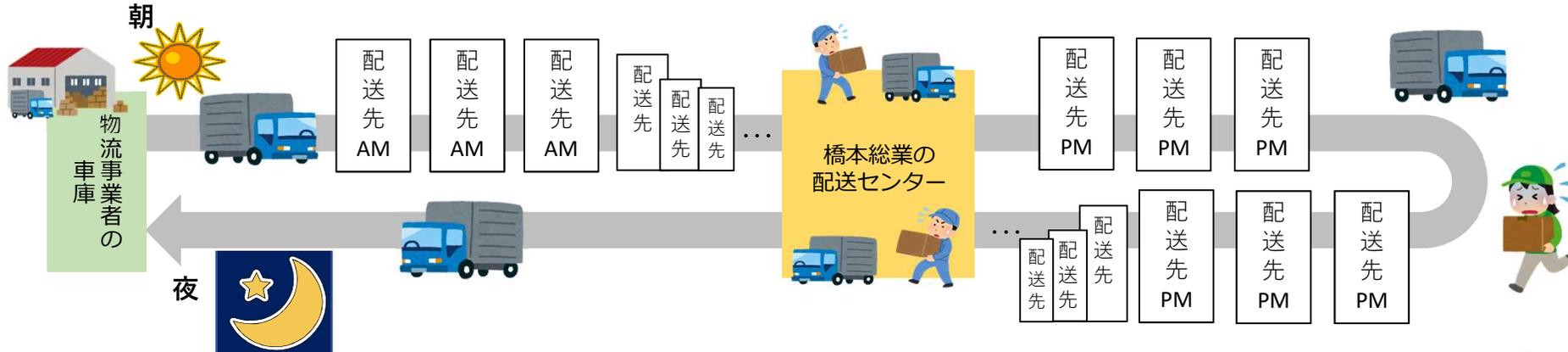
管工機材、住設機器等の運送等を委託



物流分野の取引ルールを定めた
「物流特殊指定」に違反する疑い



物流事業者



違反被疑行為

代金の減額（物流特殊指定第1項第2号）

物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額から

- ① 「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている。
- ② 当該代金を物流事業者の口座に振り込む際の手数料を減じている。

買ったとき（物流特殊指定第1項第3号）

長時間の運送業務について、同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる額に比し著しく低い額となる運賃で、物流事業者に委託している。

不当な経済上の利益の提供要請（物流特殊指定第1項第6号）

- ① あらかじめ物流事業者との間で業務時間を取り決めている中で、当該業務時間を超える部分の運送業務を無償で行わせている。
- ② 物流事業者に対する委託内容に含まれていない特定の附帯作業（積み込み、取り卸し等）について、あらかじめ物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、無償で行わせている。

（公正取引委員会）
通知

橋本総業が作成した確約計画の概要

- ① 違反被疑行為の取りやめ
- ② 違反被疑行為の取りやめ等を取締役会において決議
- ③ 物流事業者への通知・従業員への周知徹底
- ④ 物流事業者への返金（金銭的価値の回復）
- ⑤ 違反被疑行為と同様の行為を行わないこと（5年間）
- ⑥ コンプライアンス体制の整備
- ⑦ ①から⑥までの履行について、第三者による監視
- ⑧ 第三者による履行状況の報告（5年間）

（橋本総業）
申請

確約計画の認定

措置内容の十分性

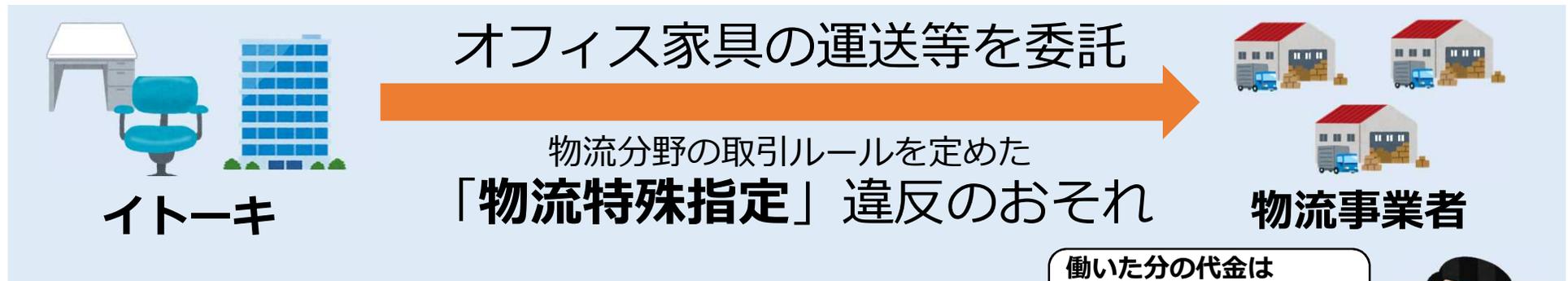
- ・過去の独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）違反事案の排除措置の内容を全て含む
- ・金銭的価値の回復措置
- ➡ およそ25社に総額約3800万円を返金 など

措置実施の確実性

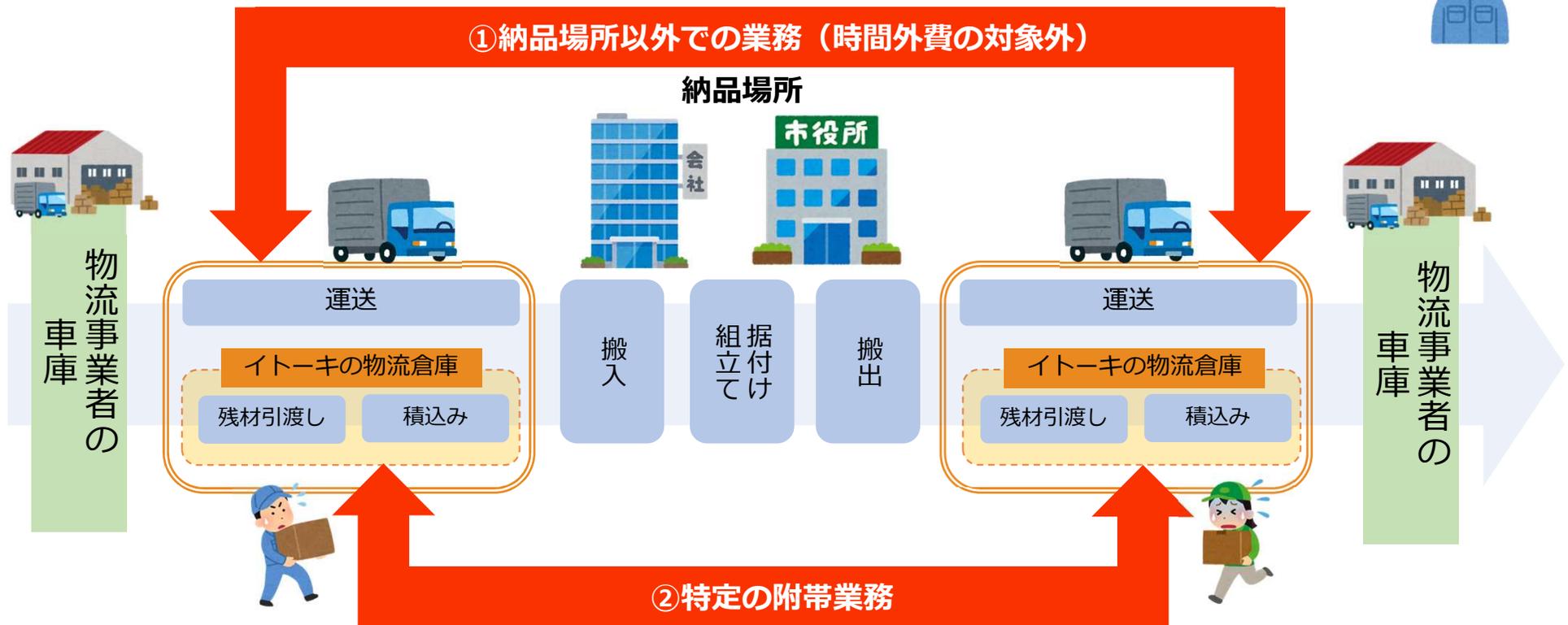
- ・第三者による措置の履行状況の監視等を実施

公正取引委員会の認定

株式会社イトーキに対する警告（概要）（R6.11.28公表（審査局））



一部の業務を無償で行わせている疑い



（注）残材引渡し、積み込みはイトーキの物流倉庫で行われ、配送後の夜行う場合もあれば、配送前の朝行う場合もある。

令和5年度においては、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、17件の注意を実施。

注意対象となった業種は、協同組合（3件）、食料品製造業（3件）、道路貨物運送業（2件）、プラスチック製品製造業（2件）、金属製品製造業（2件）など。

◆ 注意した主な事例

①代金の減額

- 食料品製造業を営むAは、運送業務を委託する物流事業者に対し、書面による合意を得ることなく、あらかじめ定めた代金から振込手数料相当額を減額して支払っていた。【九州地区】

②代金の支払遅延

- 食料品製造業を営むBは、運送業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、書面による合意を得ることなく、金融機関の翌営業日に代金を支払っていた。

③不当な給付内容の変更・やり直し

- 製鉄業を営むCは、運送業務を委託する物流事業者に対し、積込みの際に待機時間が発生しているにもかかわらず、待機に伴う費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を支払っていなかった。

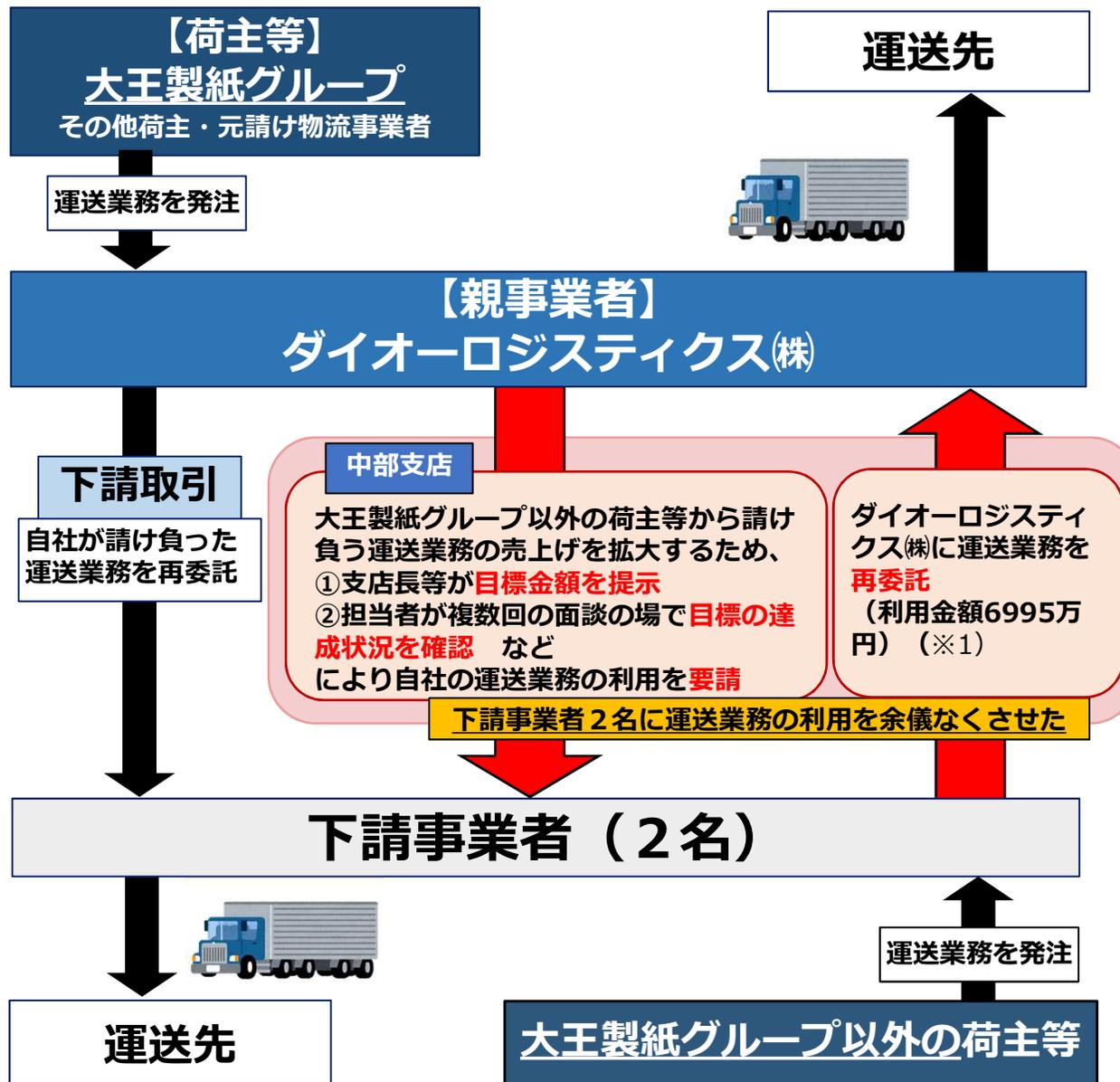
④物の購入強制・役務の利用強制

- 農産物販売事業等を営むDは、運送業務を委託する物流事業者に対し、業務遂行上必要としない商品の購入を要請していた。

⑤その他経済上の利益の提供の要請

- 合板製造業を営むEは、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注内容に含まれていない荷卸し等の作業を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。

ダイオーロジスティクス株式会社に対する勧告 (R6.2.21公表 (下請法))



勧告内容

- 今後、自社が提供する貨物の運送を強制して利用させないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

購入・利用強制の禁止
(下請法第4条第1項第6号)

下請事業者が発注する物品や役務の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに、**親事業者が指定する物品、役務などを強制して購入、利用させることを禁止** (※2)

(※1) ダイオーロジスティクス(株)は、下請事業者2名に対し、自社が提供する運送業務を利用させることにより得ていた利益に相当する額を返還している。
(※2) 下請取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせている場合も含む。

フリーランス・事業者間取引適正化等法 ①

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス法)

法律の適用対象

【R6. 11. 1 施行】

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

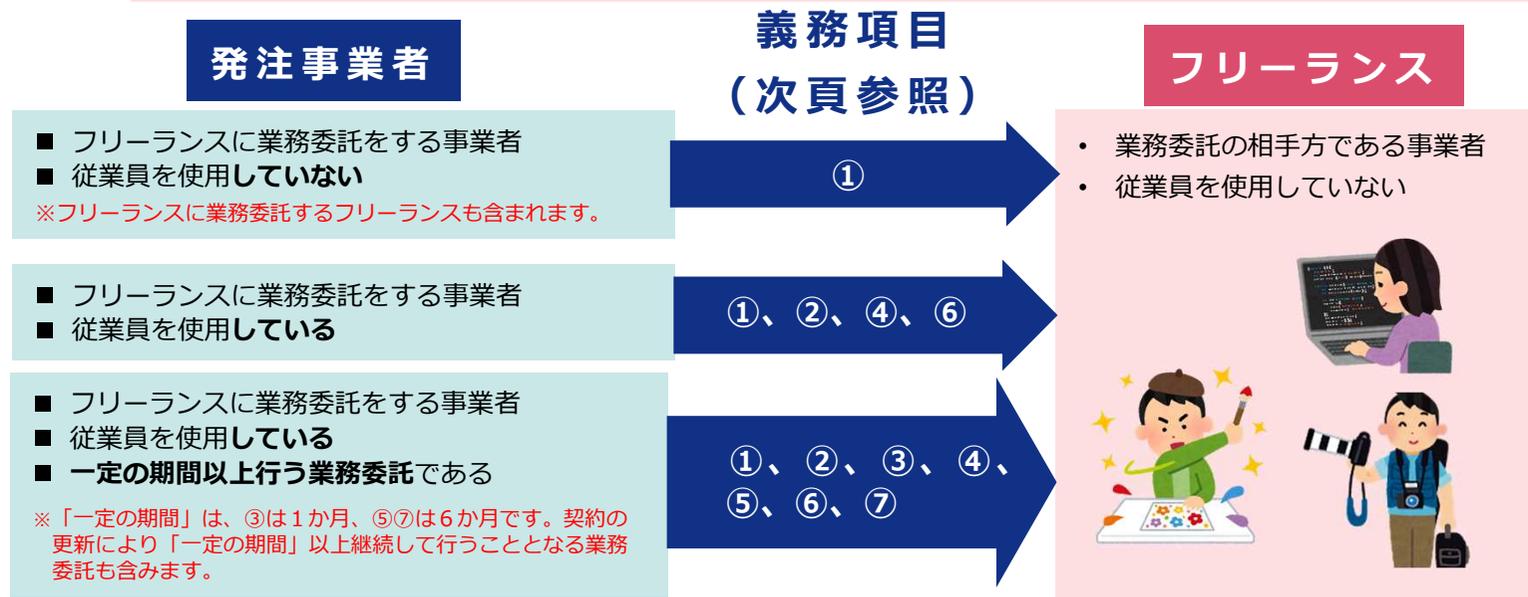
フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、当資料では伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



フリーランス・事業者間取引適正化等法 ②

法律の内容 発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整することなど ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（各県労働局）までお問合せください。

下請法改正の背景・趣旨等

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法改正法案を今国会に提出した。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

下請法の主な改正事項（一覧）

〈規制の見直し〉

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

（２）手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

（３）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

（４）従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

（５）面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

- ・題名について、以下のとおり改める。

「下請代金支払遅延等防止法」⇒「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

- ・用語について、以下のとおり改める。

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

下請法の主な改正事項の概要

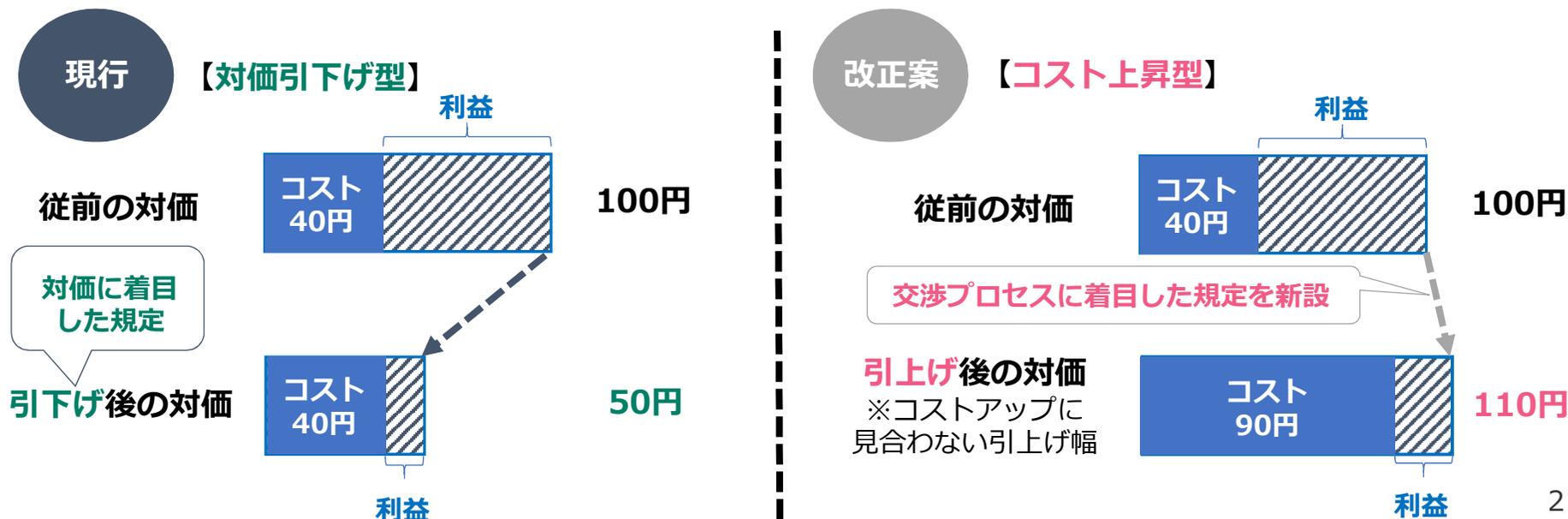
① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



下請法の主な改正事項の概要

② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

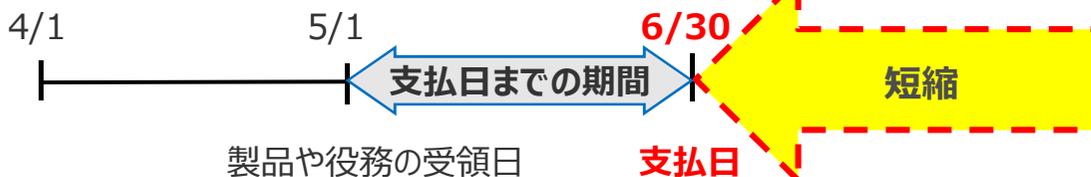
- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正案



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

下請法の主な改正事項の概要

③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正案

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



下請法の主な改正事項の概要

④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

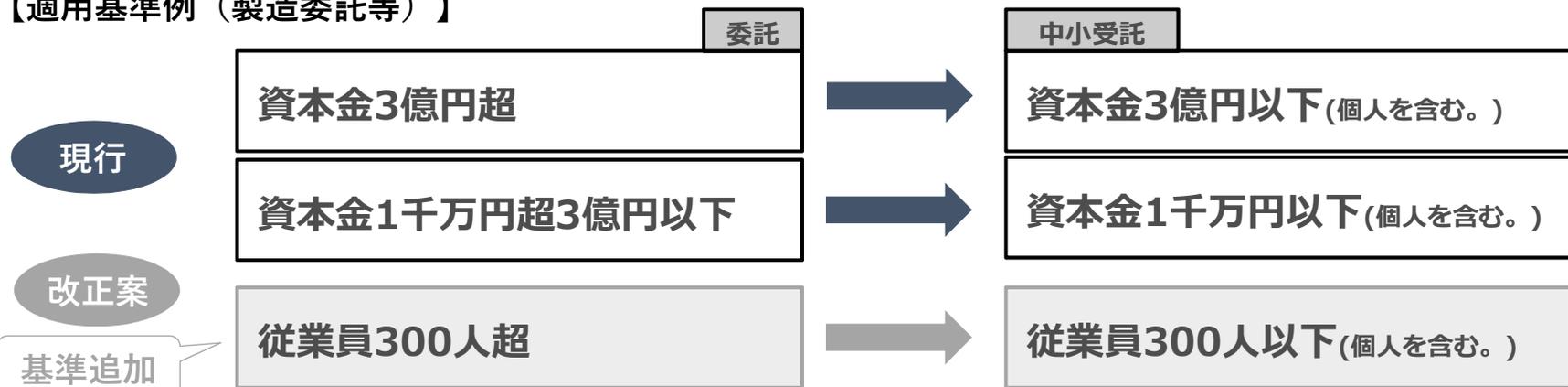
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

【適用基準例（製造委託等）】



下請法の主な改正事項の概要

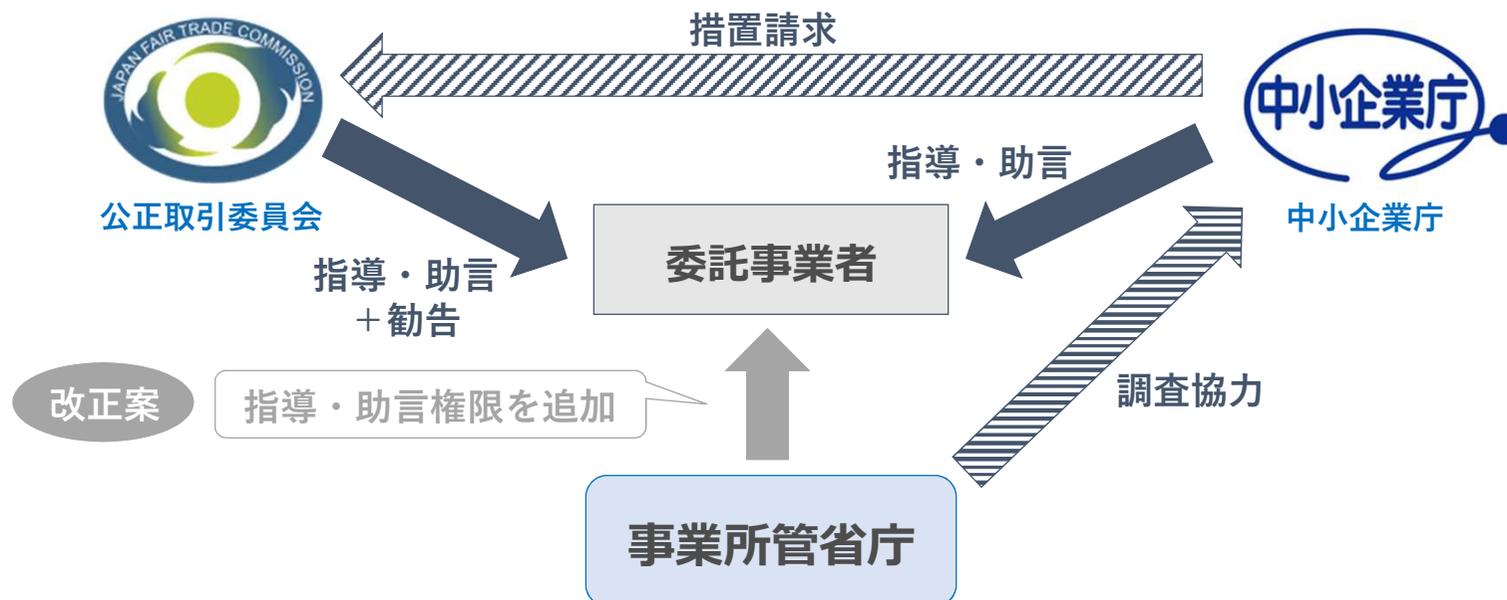
⑤ 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



下請法の主な改正事項の概要

⑥ 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

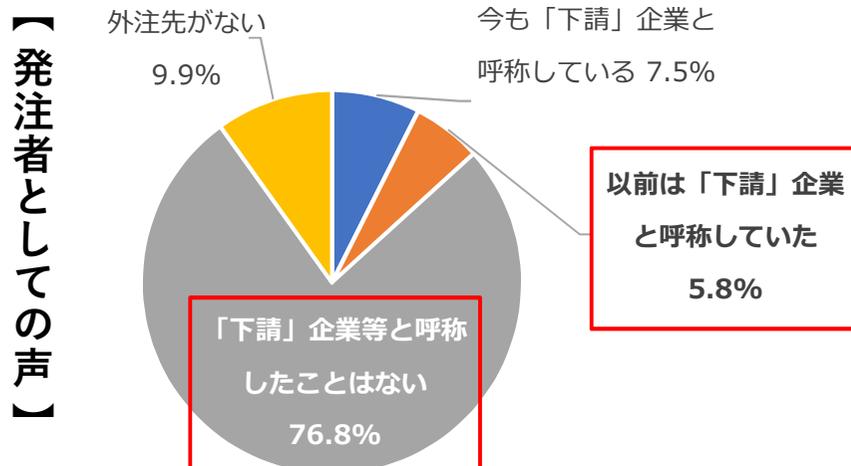
改正理由

- 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

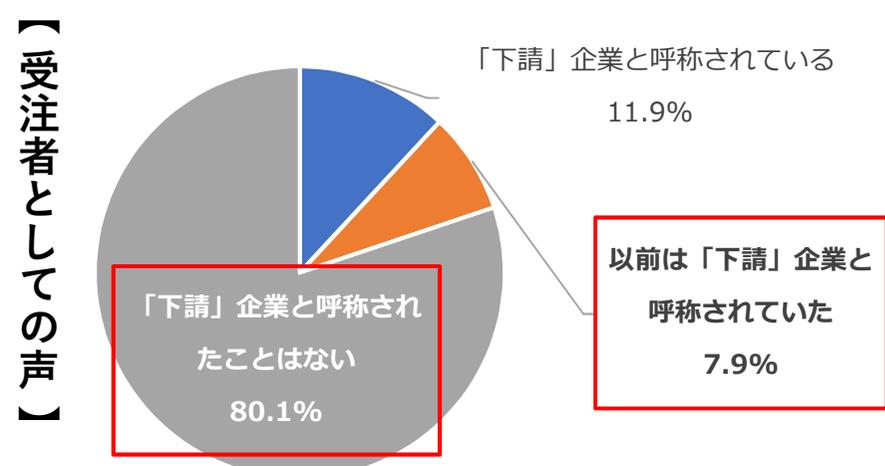
改正内容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
(n=3,583)



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
(n=3,583)



(出所) 中小企業庁・公正取引委員会「下請取引等の実態に係るアンケート調査」

相談・申告窓口のご案内

物流特殊指定	相談	 092-431-6031 (公正取引委員会九州事務所 取引課)
	申告・ 事件調査	 092-431-6033 (公正取引委員会九州事務所 第一審査課)  〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7  福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会 事務総局 九州事務所 第一審査課 
下請法 (相談・申告)		 092-431-6032 (公正取引委員会九州事務所 下請課)  〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7  福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会 事務総局 九州事務所 下請課 
不当なしわ寄せに関する 下請相談窓口		(不当な下請取引) ゼロゼロ 110番  0120-060-110
情報提供フォーム (匿名可)		買ったときなどの違反行為が疑われる 親事業者に関する情報提供  
フリーランス法に関する 相談窓口		 092-437-2756 (公正取引委員会九州事務所 取引課)

御清聴ありがとうございました。

